

自主的避難等対象区域（国見町）に居住していた申立人ら（父母、子及び祖父母）のうち、平成23年3月に申立人父母及び子が避難したことにより生じた避難費用（面会交通費）及び生活費増加費用（二重生活に伴うもの等）について、平成24年1月分から平成27年3月分までが賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件及び平成〇〇年（東）第〇号事件（併せて、「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金315万3287円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年10月15日

（仲介委員 清水貴行）

損害項目	内訳	期間	金額(円)
平成24年以降			
避難費用	面会交通費	平成24年1月1日から 平成27年3月31日まで	986,944
生活費増加費用	二重生活に伴う生活費 増加費用	同上	1,560,000
	自家消費米	同上	117,000
	自家消費野菜	平成26年1月1日から平成 27年3月31日	97,500
避難雑費		同上	300,000
本件和解仲介に関する弁護士費用			91,843
和解金			3,153,287